

## 漁業者等緊急保証対策事業のご案内

### <目的>

東日本大震災により、漁業を営まれている皆様が所有する漁船・養殖施設等の漁業生産基盤及び活動支援の中核的な役割を担う漁協の事業施設が流失・損壊等の壊滅的な被害を受けている状況に鑑み、復旧・復興のための漁船建造資金、運転資金、漁協等の復旧資金等に対する緊急的な融資保証支援を行います。

### <保証枠>

905億円（第1次補正予算：630億円、第3次補正予算：275億円）

（漁業近代化資金及び漁協等向け資金を含む民間融資が対象です）

### <主な内容>

漁業を営まれている皆様や漁協等の復旧・復興関係資金等について、無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証を行います。

- ①対 象 者：東日本大震災により被害を受けられた漁業を営まれている方、水産加工業を営まれている方、漁協等（ただし、被災したことを証明する資料（罹災証明書等）が必要です）
- ②対 象 資 金：すべての事業資金
- ③担保及び保証人：新たな徴求は行いません
- ④保証の限度額：ございません
- ⑤保証引受期間：平成23年3月11日から平成24年3月31日まで
- ⑥保 証 期 間：23年以内
- ⑦利 用 者 出 資：漁業信用基金協会へ既に会員出資をされている方（漁協の組合員を含む）は、出資金の負担はありません
- ⑧保 証 料：最初の1年間は必要ありません（無料）

※ 審査の結果、ご希望に添いかねる場合もあります。

○パンフレットは、以下ホームページをご参照ください。

第1次補正予算分 (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/yosan/23/pdf/17-18.pdf>)

第3次補正予算分 (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/yosan/23/pdf/p16.pdf>)

○詳細については、以下の機関にご相談ください。

●お近くの信漁連等の民間金融機関

(<http://www.jfmbk.jp/ib/japan-map.htm>)

●お近くの漁業信用基金協会

(<http://www.gyoshinki-chuo.or.jp/sub4.html>)

●水産庁の担当部局 水産経営課（03-6744-2346）